

令和7年度学校向けパラスポーツ体験・講演会開催事業業務委託 企画提案競技 実施要領

1 委託業務名

令和7年度学校向けパラスポーツ体験・講演会開催事業業務委託

2 委託業務内容

県内小中学校、高校及び大学にてパラスポーツ体験会と講演会を開催することにより、若年層からパラスポーツに親しんでもらい、パラスポーツの普及・拡大と障害者への理解促進に繋げるとともに、県内競技団体や埼玉ゆかりのパラアスリートの活躍の場の提供とする

※ 詳細は別紙「令和7年度学校向けパラスポーツ体験・講演会開催事業業務委託仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 予算額

4,865,798円

※ この金額は本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、この範囲内で予定価格を算定する。

5 応募要件

応募者又は提案する運営体制に含まれる主要な事業者が、以下のすべてを満たすこと。

(1) 以下の全ての事項に該当すること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

オ 主たる事務所が所在する都道府県における、法人都道府県税及び法人事業税に係る滞納がないこと及び国税に係る滞納がないこと。

(2) 仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。

6 スケジュール

公告日	令和7年3月 5日(水)
質問受付期間	令和7年3月 5日(水)～3月 7日(金) 17時
質問回答期限	令和7年3月10日(月) 17時
応募届提出期間	令和7年3月11日(火)～3月14日(金) 17時
企画提案書受付期間	令和7年3月11日(火)～3月17日(月) 17時
審査期間	令和7年3月下旬まで (審査委員会は3月21日(金)に実施予定。ただし、審査委員の都合等により変更の可能性もある。)
審査結果通知	令和7年3月24日(月)

7 応募方法

別紙1「応募届」を令和7年3月11日(火)から3月14日(金)17時までに、「14 応募・問合せ先」宛て、電子メールにて提出すること。電子メール送信後、提出した旨を電話で連絡すること。

8 企画提案競技に関する質問・回答

本企画提案競技要領及び仕様書に関する質問がある場合は、別紙4「令和7年度学校向けパラスポーツ体験・講演会開催事業業務委託企画提案競技に関する質問書」を令和7年3月7日(金)17時までに、「14 応募・問合せ先」宛て、電子メールにて提出すること。電子メール送信後、提出した旨を電話で連絡すること。

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せたいうで、その回答を令和7年3月10日(月)17時までにホームページに公開する。

なお、電話による質問には、軽易なものを除き応じない。

9 企画提案書等の作成・提出

(1) 提出書類

ア 会社概要(パンフレット可)

※ 提案する運営体制に含まれる主要な事業者の会社概要についても提出すること。

イ 企画提案書(サマリーを含む)

※ 応募者のほか、運営体制に含まれる主要な事業者を含めて1社1提案とすること。

※ 企画提案の概要をまとめたサマリーを別途添付すること。提案企画事項に沿っ

た形で記載すること。

※ 企画提案書作成に当たっての留意事項は後掲「(4) 企画提案書の作成方法」のとおり。

ウ 見積書（経費内訳を含む）

※ 提案企画の事項ごとの金額及び合計金額がわかる経費内訳を別途添付すること。

エ 実施要領の「5 応募要件」を満たしている旨の誓約書

オ その他

(ア) 定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書（提案日前3か月以内に取得したもの）

(イ) 決算関係書類（過去1年分の貸借対照表及び損益計算書）

(ウ) 法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、特別法人事業税（県内に事業所がある場合）及び消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 提出期限

令和7年3月14日（金）17時

(3) 提出方法

下記「14 応募・問合せ先」まで電子メールにて提出すること。到着が提出期限を過ぎたものは無効となる。提出後は必ず到達確認の電話をすること。

(4) 企画提案書の作成方法

ア 提案する企画は、提案上限額で実施可能な企画のみを記載すること。

イ 仕様書の記載内容に加え、本事業の目的に照らし、追加で提案が可能な企画がある場合は、積極的に記載すること。

ウ 提案する企画については、以下の企画提案書作成留意事項のとおりとすること。

企画提案書作成留意事項

1 企画提案書記載内容

(1) 委託業務の目的を踏まえた企画提案の理念と基本方針

・本業務を実施する上での基本方針及び重要と考えるポイントを記載する。

(2) 仕様書に沿って具体的な企画案を記載する。ただし、少なくとも、次の項目は記載する。

① 事業ごとの実施企画案

② 広報計画

③ 業務実施スケジュール

④ 業務実施体制

⑤ 類似業務の受注実績

10 選定方法

選定方法の詳細は、県が設置する審査委員会で決定する。

また、提出書類を提出した事業者が1者のみの場合にも、上記選定方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。

(1) 審査方法

契約先候補者選定にあたっては、第1次審査（書面審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、第1次審査の審査結果に基づいて、第2次審査の対象者を決定する。ただし、提案書の提出者が5者以内の場合は、第1次審査は実施しない。

第2次審査の結果、総合点が最も高い者を契約先候補者とする。総合点と同じ者が2人以上いる場合には、審査委員会で協議の上、契約先候補者を決定する。

(2) 審査日程

令和7年3月21日（金）（予定）

ただし、審査委員の都合等により変更の可能性もある。

11 選定結果通知

審査の結果については、全ての応募者に文書で結果を通知する。審査委員会による審査の内容に関する質問は一切受け付けない。

12 契約の相手方の決定方法及び契約方法

契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

また、契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者までが契約の相手方となる可能性を持つものとする。

歳入歳出予算の当該金額に減額や執行可能時期の遅れ等があったとき等、緊急等やむを得ない場合は、企画提案競技の停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

※ 契約の相手方は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金（契約金額の1%以上）を納付する。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項いずれかに該当する場合は、これを免除する。

13 その他

(1) 企画提案応募にかかる費用は応募者の負担とする。

- (2) 次のいずれかに該当する申込みは無効とする。
- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
 - イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
 - ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
 - エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
 - オ 応募届に代表者の記名がないもの。
 - カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
 - キ 見積金額を訂正したもの。
 - ク 「9 企画提案書等の作成・提出」に示す提出書類がないもの。
- (3) 緊急時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

14 応募・問合せ先

埼玉県県民生活部スポーツ振興課 パラスポーツ担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-6998

E-mail：a6940-07@pref.saitama.lg.jp